第四条の前の見出し中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同条第一項中「平成十八年四月以降」を「平成二十三年四月以降」に改め、同項の表平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中

「平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九一
	〇・九九八 」

を

に改め、同表平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の項中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に改め、同表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三」を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあってはその額に〇・九九六」に改め、同条第二項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三」を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあってはその額に〇・九九六」に改め、同条第三項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に改め、同条第四項の表中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

第五条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三」を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあってはその額に〇・九九六」に改め、同条第二項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三」を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあってはその額に〇・九九六」に改め、同条第三項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に改め、同条第四項の表中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

第六条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に改め、同条第三項中「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

第七条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「三十七万千五百三円」を「三十六万九千九百九十四円」に、「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に、「二十二万七千九百円」を「二十二万七千円」に、「四十五万五千九百円」を「四十五万四千円」に、「七万五千九百円」を「七万五千六百円」に、「十八万五千七百五十一円」を「十八万四千九百九十七円」に、「十五万千九百円」を「十五万千三百円」に、「二十六万五千九百円」を「二十六万四千八百円」に、「二二七、九〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に、「四五五、九〇〇円」を「四五四、〇〇〇円」に、「五三一、八〇〇円」を「五二九、六〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七五、六〇〇円」に改める。

第十二条の前の見出し中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改め、同条第三項及び第四項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

第十三条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「九十七万千二百円」を「九十六万七千三百円」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改め、同条第三項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

第二十条の見出し及び同条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同条第二項の表第二十七条第一項の項中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「一・二六三一二七」を「一・二五八三五」に、「一・二五七七五五」を「一・二五三〇三五」に、「一・二三二六八二」を「一・二二八〇六四」に、「一・二一九三六」を「一・二一七三六二」に、「七十三万二千二百六十円」を「七十二万九千五百円」に、「三万六千六百十三円」を「三万六千四百七十五円」に改め、同表第二十七条第五項の項中「一・〇一四三〇四」を「一・〇一〇五〇六」に改める。

（国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第六条の八」を「厚生年金保険法施行令第六条の五」に、「物価変動率（同法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下同じ。）が一を下回る場合にあっては、当該物価変動率」を「総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成七年（国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条に規定する政令で定める率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その低下した比率」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第十一条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「〇・九九二」を「〇・九八五」に改める。

第二条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「一・〇〇八」を「〇・九八四」に改める。

第三条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条の表中「四五、三〇〇円」を「四五、〇六〇円」に、「九〇、六〇〇円」を「九〇、一二〇円」に、「一三五、九〇〇円」を「一三五、一八〇円」に、「一八〇、二四〇円」を「一八〇、二四〇円」に、「二二六、五〇〇円」を「二二五、三〇〇円」に、「二七一、八〇〇円」を「二七〇、三六〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

第五条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「四十七万円」を「四十六万円」に改める。

第六条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「〇・九九三」を「〇・九八六」に改め、同条第二項の表に次のように加える。